

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。5月の連休は如何でしたか？ ETCを利用しての¥1,000旅行等、満喫？されたことでしょうか。私はどこへ行くわけでもなく、自宅で… 今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役にたて下さい。

＜今月号の内容＞

- ◆健康保険料率の改正(平成21年9月から)
- ◆雇用保険法の改正(平成21年3月から)
- ◆本を執筆しました ◆雑感

◆健康保険料率の改正◆

◆中小企業が加入している健康保険であった、政府管掌健康保険が、全国健康保険協会(協会けんぽ)へと変わったことはご存知でしょうか。

◆協会けんぽは平成20年10月に設立されています。その時に、平成21年9月までに医療費の地域差を反映した都道府県ごとの保険料率に移行することが決定していました。

◆現在は全国一律の保険料率(8.2%)ですが、これからは都道府県毎に料率が変わります。

福岡県の健康保険料率は、以下の料率に変更されます。

8.2% ⇒ **8.24%**

◆40歳～64歳までの人は、上記の保険料率に介護保険料率(1.19% 全国一律)が加わります。

◆実施時期は、平成21年9月分(10月納付分)からです。

◆福岡県では、入院の受診率や平均在院日数、そして、加入者1人当たりの医療費も全国平均よりも高いそうです。

このことが影響して、少々高めの設定となったようです(全国平均は8.2%)。たかが0.04%の上昇ですが、これは、激変緩和措置(全国平均との差が0.1%以内)が取られているため、本来はもっとアップしていたのでしょうか。この措置は平成25年9月までの措置です。

◆何らかの医療費削減が行なわれない限り、4年後には確実に保険料率が上昇し、厚生年金と同様会社にとっては収益を圧迫する要因となります。また、同じ治療を受けるのにもかかわらず、保険料に差があるのも何となく違和感があるように思われる人もいらっしゃるでしょう。

◆弊事務所のホームページでは、厚生年金の保険料率の上昇についての対策をご紹介します(社会保険料の適正化)、“適性”の視点から打つ手はあります。

◆雇用保険法の改正◆

平成21年3月31日に雇用保険法が改正されています。改正された保険料率や年度更新の時期については、4月号でもお伝えしている所です。今回は、改正された中身についてお伝えしましょう。

①有期労働契約の離職者

期間の定めのある契約で働いていた人が、契約が更新されなかったために失業した場合、雇用保険に入っていた期間(被保険者期間)が、「12ヶ月」なくても「6ヶ月」あれば、失業保険がもらえることになりました。

②特定理由離職者

上記の理由で失業した場合、解雇や倒産で失業したときと同じ日数分の失業保険がもらえるようになりました(平成24年3月31日までの暫定措置)。

③就職困難者(障害者や高齢の方々)

地域や年齢を踏まえて、とくに就職が困難だと思われる人には、「+30日分」もしくは「+60日分」の失業保険が加算されることになりました。

④再就職手当の拡充

これまで再就職手当では、残っている失業保険の「30%」でしたが、改正で「40%」または「50%」になりました。失業保険を2/3以上残している場合は、「50%」になります。

◆育児休業に関する給付

更に、来年の平成22年4月から育児休業に関する給付が変わります。

◆今まで、「育児休業基本給付金(30%)」と「育児休業者職場復帰給付金(20%)」と分けて支給されていた育児休業に関する給付が、平成22年4月から統合されます。休業中に「休業開始時賃金日額×支給日数×50%」が支給されることになります。

◆良きにせよ悪しきにせよ、会社をお辞めになった人達や、育児のために休業する人達に係わることです。

人事のご担当者は、「あなたはこうなりますよ。」とお伝えしておくべきでしょう。

◆本を執筆しました◆

◆平成19年に『ど素人が取り戻す年金本』という本を、共著で執筆致しました。

それに続く第2弾の本です。

◆今回も前回と同様に、(株)ブレインコンサルティングオフィスの北村庄吾氏を始め、数名で執筆しています。



◆2008年秋頃のリーマンショックを発端に、「100年に1度の不況」と言われる昨今、派遣切りや解雇等が、大きな社会問題になっています。そういったことを背景として、『労働者として如何にして身を守るか』というテーマの本です。

◆平成21年3月31日の雇用保険法改正にいち早く対応した内容になっており、雇用保険の話のみならず、「解雇」のトラブルにも踏み込んだ内容になっています。

私は、序章と第1章の約50ページを執筆しています。

◆労働者側からの視点の本ですので、社長や役員様等、会社側の方にはあまり参考にならない本だと思います。しかし、別の視点で見れば「このような制度があるのか。」「労働者にはこういった手があるのか。」といったようなことは参考になるかと思えます。

◆つまり、トラブルいざこざが起きないようにするための参考本、と考えて頂ければ宜しいかと思います。宜しければ、手にとってみて下さい。

◆雑感◆

◆おかげさまで、ゴールデンウィークは暦通りのお休みを頂きました。私は、遊び事に関しては全くといって良いほど計画性がなく、いつも思いついた頃には「時すでに遅し」なのです。

◆「佐賀でも行ってみる?」、「熊本なんかどう?」というようなほのぼの(?)とした会話をしていたところ、TVで渋滞の報道を見てその気が失せました。

◆ということで、公園で自転車(一番下の子はまだ乗れない)やかけっこ(今月末が運動会)の練習をしました。

◆小さい自転車の後ろを持って、走り続けます。中腰で走るものですから、腰がやられます。その上、かけっこの練習までやるものですから、腰はもとより、太ももやふくらはぎまでやられます。

◆小さい子ですから効かないとは分かっていても、マッサージを願うと、「自転車とかけっこで僕は疲れてるんだから嫌だ。でも、明日もお願いね。」とこのこと。

感謝の気持ちはどこに? こんなものでしょうか…

＜お仕事カレンダー＞

- 5/10…一括有期事業開始届(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ  
請負金額が1億9000万円未満の工事
- 5/10…源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付  
(4月分)
- 5/31…3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
…労働者死傷病報告書の提出  
(休業4日未満の1~3月の労災事故)  
…3月決算法人の確定申告  
9月決算法人の中間申告  
…6・9・12月決算法人の消費税の中間申告  
…自動車税の納付

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2  
Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836  
E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)  
ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

【業務案内】

- ★就業規則の作成変更
- ★401k導入支援
- ★人事賃金制度の構築
- ★セミナー／講演
- ★管理者研修の実施
- ★各種助成金の申請
- ★退職金制度の構築
- ★労働／社会保険手続

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。